

令和7年度 奨学生募集要項

奨学金を希望する生徒へ



当財団では、向上心に富む有能な生徒に対して奨学金を貸し出すことにより沖縄県の教育、文化及び産業発展の助けとなる有能な人材を育成することを目的としています。

奨学金は、あなた自身に貸し出すもので、あなたが借りた奨学金は、卒業後にあなた自身が返還することになります。あなたの返還金は再び後輩の奨学金として貸し出すことになっています。

奨学金を希望する生徒は、奨学金の申込み資格・返還方法等を十分理解したうえで申し込んでください。

奨学金の種類

高校生を対象とする奨学金は、「高校育英貸与奨学金」、「修学支援奨学金」及び「高等学校奨学金」の3種類があります。

1 高校育英貸与奨学金(今年度の採用枠:630名程度)

学業・人物ともに優れた生徒で、経済的理由により修学困難な生徒が対象です。家計と学力の基準があります。

2 高等学校奨学金(今年度の採用枠:19名程度)

勉学意欲がありながら、経済的理由により修学困難な生徒が対象です。**学力基準はありませんが**、家計基準(生活保護基準に準ずる程度に困窮)があります。1の高校育英貸与奨学金と比べて、採用枠が小さいです。

3 修学支援奨学金(今年度の採用枠:350名程度)

学業・人物ともに優れた生徒で、経済的理由により修学困難な生徒が対象です。家計と学力の基準があります。

借りられる金額及び選択と振込方法

(1) 金額

奨学金種別		国公立	私立
高校育英貸与奨学金/ 高等学校奨学金(月額制)	自宅通学	18,000円	30,000円
	自宅外通学	23,000円	35,000円
修学支援奨学金		220,000円	

※「自宅外」は、実際に自宅以外から通学している人と特別な事情がある人で、自宅外の月額を希望する人になります。詳しい内容は、学校に相談してください。

※ 修学支援奨学金は、学校生活で生じる費用(入学準備費用(学習端末購入費)、資格取得費用、部活費用及び修学旅行費用並びに大学等受験準備費用等)に使用可能な奨学金です。

(2) 奨学金の選択

高校育英貸与奨学金(月額制)及び修学支援奨学金は、いずれか又は両方を選択することができます。高等学校奨学金は、単一の選択となります。

(3) 振込方法

奨学金は無利息です。借りることができる月額は上表のとおりです。

奨学金の振込は、年3回の振込予定日に奨学生名義の預金口座へ振り込みます。ただし、修学支援奨学金は一括振込となります。

採用の種類と貸し出しの期間

☆ 定期採用:4月に募集します。

貸与期間は、原則として令和7年4月から卒業するまでの標準修業年限です。

ただし、修学支援奨学金は標準修業年限を通じて1回限りの一括貸付奨学金です。

※標準修業年限とは、学校の教育課程において定められる標準的な教育の期間です。

例:高等学校の普通科は、3年間など。

☆ 追加採用:9月に募集します。(定期採用で今年度の採用枠を満たした場合、募集はありませんので、財団又は学校へ問い合わせてください。)貸与期間などは、定期採用を参考にしてください。

☆ 緊急採用:家計の急変のため、緊急に奨学金を必要とする場合は、緊急採用として応募することができます。緊急採用は、いつでも受け付けています。(ただし、定期採用及び追加採用募集期間を除く。また、予算の運営上、翌年度の採用になる場合や募集を打ち切ることがあります。)詳しくは、P.7を参照の上、学校に相談してください。

申込資格等

奨学金の種類		高校育英貸与奨学金	修学支援奨学金	高等学校奨学金
申込資格	要件	父又は母が沖縄県内に住所を有していること。		本人が沖縄県内に住所を有すること。
	学校	高等学校 中等教育学校の後期課程 特に認められた専攻科 専修学校高等課程（標準修業年限が2年以上）		沖縄県内の高等学校 沖縄県内の中等教育学校の後期課程
	学年	全学年		
採用基準	学力	1年生→中学校等の成績が3.0以上 2年生以上→高校等の成績が3.0以上 ※ 成績平均値が2.7～2.9の生徒であっても、条件によって申込みできる場合があります。 担当の先生へご相談ください。		勉学意欲があり、学業を確実に修了できる見込がある者
	家計	本人の属する世帯内で、家計支持者のそれぞれの収入額から所得を算出し、その合計金額から規定で定められた控除額を差し引いた金額が、当財団の定める収入基準額を下回ること。 ※収入のめやすについては、P.3の「1 高校育英貸与奨学金」をご覧ください。		下記のいずれかに該当する者 ○市町村から生活保護を受けている世帯の者 ○市町村民税から非課税とされている世帯の者 ○市町村民税が減免されている世帯の者 ○本人の属する世帯で、就学者を除く18歳以上の者の全収入が財団の定める基準内である世帯の者 ※収入のめやすについては、P.3の「2 高等学校奨学金」をご覧ください。
	人物	勉学意欲があり、奨学生としてふさわしい生徒であること。		
申込方法	定期採用	○	○	○
	追加採用	○	○	○
	緊急採用	○	×	×

(注1) 既に高等学校奨学金（月額制）の奨学生であっても、現時点で高校育英貸与奨学生の採用基準（学力・家計）を満たす者は、修学支援奨学金の申込を行うことができます。

(注2) 申込資格の「特に認められた専攻科」とは、看護科、衛生看護科、介護福祉科、自動車工学科、自動車科、建築科、工業化学科、水産高等学校の専攻科及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒です。

(注3) 下記の者は申込資格がないので注意してください。

- 1 高等学校等における標準修業年限分の奨学金を借りた者（貸与可能な期間が残っている場合は、奨学金の申込みをすることができます。）
- 2 地方公共団体又は民間育英団体等から奨学金を借りている者。併願した者は、当財団の奨学生に採用された時点で、どちらか選択して頂くこととなります。

【併願した場合の注意事項】

（当財団を選択する場合）

他団体を辞退し、当財団と重複する期間の奨学金を他団体へ返戻する必要があります。
辞退後に、辞退が確認できる証明書（採用取消願又は異動願の写し等）、重複期間の返戻が確認できる証明書（払込金受取書の写し）等の提出が必要です。

（当財団を辞退する場合）

当財団へ辞退届を提出し、振込済みの奨学金がある場合は一括返戻が必要です。

(注4) 高校育英貸与奨学金については、学力・家計基準にあてはまらない場合でも、申し込むことができる場合があります。詳しい内容は、学校に相談してください。

(注5) 奨学金に応募するには、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、父又は母。父母がいない場合は、成年者のきょうだい又は未成年者後見人等です。また、親権をもつ者の同意も必要です。

採用されると「誓約書・奨学金借用証書」を提出することになりますが、連帯保証人とは別に

「保証人」が必要となります。保証人は、本人かつ連帯保証人とは別生計を立てている父母以外の成年者（離婚後の実父母も不可）で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下の有職者になります。

（注6） 外国籍の方は上記の申込資格以外に別途条件がありますので、学校に相談してください。

収入の『めやす』

1 高校育英貸与奨学金

収入の『めやす』

		給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額－必要経費)	
		4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯
国 公 立	自宅	737万円	777万円	293万円	321万円
	自宅外	769万円	809万円	315万円	343万円
私 立	自宅	757万円	797万円	307万円	335万円
	自宅外	787万円	827万円	328万円	356万円

本人控除（国公立：自宅19万/自宅外41万、私立：自宅33万/自宅外54万）

4人世帯：本人、父、母（無職無収入）、中学生の弟妹1人

5人世帯：本人、父、母（無職無収入）、中学生の弟妹1人、小学生1人

で算出しています。

この金額以上でも、家庭の事情によっては応募できる場合があります。奨学生願書の「控除額」欄に該当する項目があれば学校に相談してください。

2 高等学校奨学金

収入の『めやす』

区 分	給与所得の場合 (全収入と比較)			給与所得以外の場合 (必要経費控除後の金額と比較)		
	2級地－1	3級地－1	3級地－2	2級地－1	3級地－1	3級地－2
4人世帯	432万円	384万円	367万円	292万円	253万円	239万円
5人世帯	474万円	422万円	403万円	325万円	283万円	268万円

生計を一にする18歳以上の者（就学者を除く）、全ての者の収入より算出しています。

2級地－1・・・那覇市

3級地－1・・・名護市・沖縄市・宜野湾市・浦添市・糸満市・石垣市・うるま市・宮古島市

3級地－2・・・上記以外の市町村

この金額以上でも、家庭の事情によっては応募できる場合があります。奨学生願書の「控除額」欄に該当する項目があれば学校に相談してください。

- 1 奨学生願書(申込みには連帯保証人が必要です。)(9~12 頁参照)
- 2 住民票謄本(本籍地及び続柄が記載、マイナンバーが省略されているもの)

同一生計の家族全員のものがが必要です。
 同一生計の家族とは、家計支持者の収入で生活している者全員のことです。
 ※ 家族の住所から転出している者(単身赴任や進学など)は、本籍地及び続柄、筆頭者が記載、マイナンバーが省略されている住民票抄本を提出してください。

3 令和6年度 市町村県民税所得課税証明書

(市町村が発行したもので、所得及び課税に係る全項目が記載されているもの。8 頁参照)

提出者

高等学校
 奨学金
 奨学生

申込生徒と同一生計の家計支持者
 (父母又は父母に代わって家計を支えている者。専業主婦や無職者も含む。)

- 例 1. 父母が共にいる場合は、父母両方。
- 例 2. 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母。
- 例 3. 父母いずれもいない場合は、父母に代わって家計を支えている者(2 人いれば 2 人分)
- 例 4. 父母の収入が少なく、その他の者が家計を支えている場合は、父母と家計を支えている者それぞれ。

高等学校
 奨学金
 奨学生

生計を一にする18歳以上の者すべて(専業主婦や無職者も含む)。
 ただし就学者は提出不要

- ※ 母子・父子世帯の場合で祖父母が同一生計の場合は、控除額の計算上、祖父母の所得課税証明書が必要です。(詳しくは、10 頁参照)
- ※ 恩給、遺族年金及び障害年金を受給している者は、受給額が確認できる書類の写しも追加提出してください。(遺族年金・障害年金については 17 頁参照)

下記の区分にあたる者は、「令和6年度市町村県民税所得課税証明書」と該当する証明書を提出してください。

区 分	証 明 書		参照頁	発行所
令和5年以降に就職・転職した者	給与所得者以外(自営業等)	確定申告書(控)の写し	13~14頁	税務署
	給与所得者(会社員等)	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票 年収見込証明書 月収証明書 原本いずれか一つ ※給与明細書は不可	15頁 16頁	現在の勤務先
令和5年以降に失業、退職した者又は令和7年9月までの退職予定者	雇用保険受給資格者証の写し、ハローワークカードの写し、退職(予定)証明書、退職金(予定)額証明書等のいずれか		—	公共職業安定所又は退職時の勤務先

4 通帳の写し

奨学金振込用の口座情報を確認しますので、預金通帳の店名、口座番号、名義人フリガナ等が記載されているページの写しを提出して下さい。

- (注1) 奨学金の振込に利用できる口座は奨学生本人名義の口座に限ります。
- (注2) 長期間使用していない口座を届け出る場合は、事前に御利用の金融機関にて口座利用可否を御確認ください。利用停止、解約等がされている口座には振込ができません。

5 その他、控除に係る証明書(所得控除を希望する場合は提出してください。)

区分	証明書	発行所
障がい者がいる世帯	障害者手帳の写し	市町村役場 福祉事務所
長期療養(6ヶ月以上療養が必要な人)がいる世帯 (高校育英賞と奨学金・修学支援奨学金のみ)	・直近6ヶ月分の医療費等の領収書のコピー ・長期療養が見込まれるが、療養開始から6ヶ月経過していないときは、申込時点の分までの医療費等の領収書のコピー及び、入院、通院証明書または診断書(記載内容:療養期間及び通院頻度) ※ 特別室使用料、予防接種、光熱費、差額ベット代、食費や老人ホームへの入居費・居住費、保険適用外の文書料、病衣料等は含みません。ただし、保険対象外で自費負担となっているおむつ代は控除対象費目です。	当該病院等
災害等の被害を受けた世帯 (高校育英賞と奨学金・修学支援奨学金のみ)	罹災証明書	市町村役場 消防署

(注1) 財団が選考上必要と判断した場合、上記以外に証明書等を求めることがあります。

(注2) 緊急採用に申し込む場合は、家計急変に関する証明書なども必要です。

(注3) 申込みをする場合は、学校が定めた提出期日を守ってください。

(注4) 提出書類は、**個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの**を取得したうえで提出してください。

採否決定の時期

採用・不採用の決定通知は、令和7年6月下旬頃(予定)に学校を通じて送付します。

採用の場合、「誓約書・奨学金借用証書」等を提出し、不備がなければ正式に貸与を受けることができます。なお、選考の結果採用されないことがあります。希望を失わず機会あるごとに申し込んでください。

誓約書・奨学金借用証書について

奨学生には、「奨学生採用決定通知」、「誓約書・奨学金借用証書」と「奨学生のしおり」を送付します。奨学生としての自覚を持ち、それに見合う生活態度で学業に励んでください。また、家計が好転し、奨学金を必要としなくなったときは学校に申し出てください。

※ 「誓約書・奨学金借用証書」は奨学生、連帯保証人及び保証人との連名で作成し、学校が定めた期日までに提出してください。なお、修学支援奨学金の採用を受けたものは、別途「誓約書・奨学金借用証書」の提出が必要になります。また、期日までに提出がないと奨学生としての採用が取り消されますので注意してください。(申込みの段階において「保証人」は必要ではありませんが、奨学生になったら必要になりますので、事前に見通しを立ててください。)

※ 誓約書・奨学金借用証書提出時、奨学生本人の戸籍抄本の提出が必要になります。

※ 連帯保証人は、父又は母。父母がいない場合は成年者のきょうだい又は未成年後見人等です。

印鑑登録証明書の提出が必要になります。

※ 保証人は、奨学生本人かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外(離婚後の実父母も不可)の成年者で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下の有職者です。

※ なお、奨学金の貸与・返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、「誓約書・奨学金借用証書」の提出により、当財団が在籍校、官公庁、金融機関等に当該調査等の回答を行うことに同意したとみなします。

奨学金の振込

奨学金の振込は、年3回に分けて(原則として7月25日、10月10日、1月10日)、振込予定日に奨学生名義の預金口座へ振り込みます。緊急採用の場合は、原則として直近の振込日に合わせて振込みます。なお、修学支援奨学金の振込は1回限りの一括振込にて貸与終了となります。

奨学金の継続

原則として貸与期間中（毎年4月）、奨学生としての状況を確認するために「奨学金貸与継続申請書」の提出があります。

また、在学中に成績が著しく下がったり、学校内外の規律を乱す、停学などの処分があったときは、奨学金の交付を停止又は廃止する場合があります。

貸与の終了

貸与終了の際には、以下の書類の提出があります。提出方法については学校の指示にしたがってください。

- 1 預金口座振替依頼書
- 2 奨学生であった者、連帯保証人及び保証人の住民票（本籍地記載、マイナンバー省略）
- 3 住所・勤務先届

〈返還するには〉

- ◎ 預金口座振替制度に加入して返還します。
- ◎ 返還方法は、「月払い」のみとなっています。
- ◎ 返還期間は、12年以内で返還することになります。
- ◎ 口座振替には別途振替事務手数料(1回につき110円 令和7年4月現在)が発生し、返還者の負担となります。振替事務手数料は、将来において法定の消費税率又は金融期間の手数料が変更された場合、増減します。
- ◎ 残高不足により請求金額を引き落とせなかったときは、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。その際、振替事務手数料についても、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。

〈返還が困難なときは〉(1年ごとに願い出ることが必要です。また、審査があります。)

- ◎ 大学などに進学して勉強を続ける場合、願い出により、在学中は返還が猶予されます。
- ◎ 卒業後に病気・災害・失業・未就職・やむを得ない理由などの事情で返還が困難になった場合にも、願い出により返還が猶予されます。（原則10年が限度です。）
- ◎ 死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願い出により、状況に応じて返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

その他注意事項

※ 記載された個人情報、当財団の奨学金業務にのみ利用するものです。なお、応募された願書等は返却しませんので、ご承知おきください。

※ この「奨学生募集要項」は、令和7年4月現在で記載してありますが、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学金貸与規程等が変更された場合は、変更後の規程が適用されますので、ご承知おきください。

～緊急採用による奨学金制度とは～

家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡又は火災・風水害などにより家計が急変したため、緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与が受けられる制度です。

緊急採用の理由にあてはまるときは学校に相談してください。

☆ 学力基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。

☆ 募集は、年間をとおして行っています。ただし、予算の運営上、翌年度の採用になる場合や募集を打ち切ることがあります。

☆ 家計が急変した原因が発生したときから、1年以内である場合に申し込むことができます。

☆ 貸与の開始は、緊急採用の理由が発生した月まで遡れます。（ただし、令和7年4月が限度です。）

☆ 貸与の終期は、原則として採用年度末（令和8年3月）までですが、採用年度末においても家計急変の理由が継続しているとき、延長願の願い出が適当と認められた場合は、貸し出しを延長（令和9年3月まで）します。

☆ 申込資格、貸与月額などは、通常の定期採用奨学金と同じです。提出書類については、通常の定期採用奨学金のものに加え、家計急変に関する証明書も提出してください。

※ 緊急採用で採用された時も、定期採用と同様に連帯保証人及び保証人が必要となります。詳しくは、【誓約書・奨学金借用証書について】(P.5)をご覧ください。

資料編

1. 市県民税所得課税証明書の確認事項

1

令和△年度（令和○年分）市県民税所得課税証明書

第0000000008号

(1/1)

住所	宜野湾市伊佐3丁目4番1号 3階		
氏名	人材 ～	生年月日	昭和 年 月 日

2

総所得金額	合計所得金額	総所得金額等	市民税		県民税		年税額
¥3,521,600	¥3,521,600	¥3,521,600	所得割	均等割	所得割	均等割	
課税標準額			¥32,300	¥3,500	¥21,500	¥1,500	¥58,800
総合		分離					
¥1,575,000		¥0					

3

配偶者控除等	扶養人数内訳						本人該当	備考
	一般	特定	老人	同老	16 未	内) 障害 普 特 同居		
	1				1			

4

収入・所得の内訳		所得控除の内訳		税額控除等の内訳		市民税	県民税
給与収入	¥4,954,569	社会保険料	¥686,066	総所得		¥94,500	¥63,000
給与所得	¥3,521,600	小規模共済	¥96,000	算出所得割		¥94,500	¥63,000
※以下空白※		生命保険料	¥70,000	調整控除		¥4,500	¥3,000
		地震保険料	¥3,747	住宅借入金特別控除		¥57,624	¥38,416
		配偶者控除	¥330,000	差引所得割		¥32,300	¥21,500
		扶養控除	¥330,000	減前均等割		¥3,500	¥1,500
		基礎控除	¥430,000	差引均等割		¥3,500	¥1,500
		控除合計	¥1,945,813	※以下空白※			
		※以下空白※					

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和△年 月 日

沖縄県宜野湾市長

〇〇〇



この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

<証明書の確認事項>

- 1 前年分かを確認。
- 2 課税に係る項目が記載されているか確認。
- 3 配偶者・扶養控除などが記載されているか確認。
- 4 収入・所得の内訳（給与収入、年金収入、営業所得など）が記載されているか確認。

注）所得課税証明書は、提出対象者別々で全項目記載のものを取得してください。

2. 願書の確認事項

願書(表)

奨学生番号 R - 高等教育
高等

受付番号 NO.

第1号様式

(高校在学・緊急-1)

令和 年度奨学生願書 (高校育英貸与奨学生又は高等学校奨学生)

申込者は「願書の記入例」を参照し、太線を記入すること。 ※の箇所は該当するものを○で囲むこと。 控除額、学校認定欄は、学校担当者が	フリガナ 氏名	ジンザイ ハナコ		※ 性別	男・女	写真 4 cm × 3 cm 写真裏にボールペンで学校名と名前を記入して下さい。			
	生年月日	昭和・平成 ○○年 ○○月 ○○日生 (満○○歳)							
	学校名	県立 育成高等学校 普通科 1年 1組		(↓○で囲む) ※全日制 定時制 通信制					
	入学	令和△年 4月		卒業予定	令和□年 3月				
	申込種別	下記No.1～3の貸与希望項目に○印を付けてください。 No.1とNo.3は単独貸与、又は、併給貸与のいずれも可能となります。							
		<input type="radio"/> No.1 高校育英貸与奨学金(月額制) <input type="radio"/> No.2 高等学校奨学金(月額制) <input type="radio"/> No.3 修学支援奨学金(一括貸付)(修業年限を通じて1回限りの貸付)							
	本人現住所 (実際に居住する住所)	〒(901-2221) 沖縄県宜野湾市伊佐3-4-1 3F		※奨学生の現住所を記入	電話番号:(098)○○○-○○○ 携帯番号:()なし				
	家族の住所	〒(901-2221) 沖縄県宜野湾市伊佐3-4-1 3F			電話番号:(098)○○○-○○○ 携帯番号:(098)△△△-△△△				
	就学者を 除く家族 の状況	続柄	氏名	年齢	所得の種類	※同居・別居 (↓○で囲む)	収入・売上(税込) 金額(万円)	所得金額又は 課税前所得	
	父	フリガナ ジンザイ	カズオ 人材	45	給与	同居(別居)		(1)	
	母	フリガナ ジンザイ	ナツコ 人材	42	その他	同居・別居		(2)	
	姉		人材 松子	22	無職	同居・別居		(3)	
	姉		人材 桜子	21	各種学校(予備校)	同居・別居		(4)	
	妹		人材 梅子	3	保育園	同居・別居		(5)	
	↑	同一人で2種類以上の所得がある場合は、二段に分け記入する。						所得金額の計	(6)
	本人を 除く就学者 の状況	続柄	氏名	年齢	学校名	学年	※通学別 (↓○で囲む)	控除額(万円)	
	兄		人材 太郎	20	私立 育成大学	2	自宅(自宅外)	(7)	
	弟		人材 次郎	15	公立 育成中学校	3	自宅・自宅外	(8)	
							自宅・自宅外	(9)	
							自宅・自宅外	(10)	
							自宅・自宅外	(11)	
	控除額	1 本人の就学者控除(国公立:自宅19万円/自宅外41万円、私立:自宅33万円/自宅外54万円)						(12)	
		2 母子・父子世帯(世帯18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等)(一律49万円)						(13)	
		3 障がいのある人がいる世帯(身体障害者手帳の写し、医師等の証明書の提示できる者)(一人につき99万円)						(14)	
		4 長期に療養を必要とする人(6か月以上の療養が必要な人)がいる世帯(療養のため経常的に支出をしている年間金額)入院、通院証明書又は診断書(記載内容:療養期間及び通院頻度)と直近6か月分の医療費等の領収書写しの提出						(15)	
		5 主たる家計支持者が別居している世帯(一律71万円)						(16)	
		6 火災・風水害等の被害を受け2年以上にわたり著しく困窮状態におかれる世帯(支出増・収入減額)						(17)	
	奨学生	a 母子・父子世帯(世帯18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等)						(18)	
		b 障がいのある人(身体障害者程度等級表1級、2級及び3級の者)						(19)	
		※高校育英貸与奨学生 [(7)~(17)の計] ※高等学校奨学生 [(18)、(19)の計]						控除額合計	(20)
	財団認定欄	((6)-(20)) 認定所得金額						(21)	
		世帯人員(本人含む) 人 ※高等学校奨学生(級地-) 収入基準額						(22)	
		認定所得金額						(23)	

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

<願書の確認事項>

- 1 希望する奨学金の申込種別に○印を記入してください。
- ・ 評定平均値 2.7 以上の方は、No.1 高校貸与奨学金（月額制）又は No.3 修学支援奨学金（一括貸付）を単独貸与、または併用貸与を選択できます。
 - ・ 評定平均値 2.6 以下の方は、学力基準のない No.2 高等学校奨学金（月額制）を選択できます。

- 2 同一生計の家族とは、家計支持者の収入で生活している者全員のことです。
 単身赴任・県外での就学・扶養している祖父母等で別居していても、家計支持者の収入で生活している者は同一生計です。一方、同居している場合でも、住民票謄本で記載されていない祖父母は別世帯と見なすことも可能です。

事例	イメージ図	提出書類
ア 本人の世帯から転出した者がいて、同一生計の場合		・本人世帯の住民票謄本 ・転出者の住民票抄本
イ 本人の世帯から転出した者がいて、別生計の場合		・本人世帯の住民票謄本
ウ 別居の祖父母を扶養している場合		・本人世帯の住民票謄本 ・祖父母世帯の住民票謄本
エ 同居している祖父母がいて、住民票登録が別々の場合		・本人世帯の住民票謄本 ・本人世帯の住民票謄本 ・祖父母の住民票謄本

- 3 所得の種類は、給与、商業・工業・農業・林業・水産業、その他、無職の区分で、該当するものを記入してください。
- ・ 給与所得・・・俸給・給料・賃金・役員報酬・年金・恩給・賞与・専従者給与などの収入。
 - ・ その他・・・フリーランス、保険外交員、税理士等によって得ている収入、利子・配当・家賃・賃間代・地代・内職収入などの収入。
- ※ 就学者を除く家族の場合、無職（専業主婦・求職活動中）、各種学校（予備校）、保育園などを記入してください。

- 4 母子・父子世帯について
 母子・父子世帯の場合で祖父母が同一生計（上記のウ、エ）の場合は、控除額の計算上、祖父母の所得課税証明書が必要です。

- 5 特別控除にかかる証明書類（所得控除を希望する場合に提出する）
 No. 2 高等学校奨学金（月額制）を希望している場合、特別控除の対象は「A 障がい者がいる世帯（身体障害）」となっています。

区分	証明書	発行所
A 障がい者がいる世帯	障害者手帳の写し	市町村役場福祉事務所
B 長期療養（6ヶ月以上療養が必要な人）がいる世帯 （高校育英貸与奨学金・修学支援奨学金のみ）	・直近6ヶ月分の医療費等の領収書のコピー ・長期療養が見込まれるが、療養開始から6ヶ月経過していないときは、申込時点の分までの医療費等の領収書のコピー及び、入院、通院証明書または診断書（記載内容：療養期間及び通院頻度） ※ 特別室使用料、予防接種、光熱費、差額ベット代、食費や老人ホームへの入居費・居住費、保険適用外の文書料、病衣料等は含みません。ただし、保険対象外で自費負担となっているおむつ代は控除対象費目です。	当該病院等
C 災害等の被害を受けた世帯 （高校育英貸与奨学金・修学支援奨学金のみ）	罹災証明書	市町村役場消防署

願書（裏）

（高校在学 - 緊急2）

6

《家庭の事情》（奨学金貸与を希望する理由）

《奨学生としての決意と将来の夢》

<願書の確認事項>

6 から **9** は、申込者世帯が記入する箇所です。

6 「奨学金貸与を希望する理由」、「奨学生としての決意と将来の夢」を記入してください。

7 生活保護の受給について、印してください。

はいの場合、生活保護の実施機関（福祉事務所等）に奨学金貸与の事前承認を受けてください。生活保護の実施機関に奨学金貸与の事前承認を受けず、奨学金を借り受けてしまうと、後に収入と認定され生活保護費の返還を求められる場合があります。

8 作成日付を記入し、本人氏名 印鑑を押印してください。

9 連帯保証人について

原則、連帯保証人は父または母です。

父母がない場合は、成年者のきょうだい又は未成年後見人が記入してください。

※ 奨学生として採用されたら、連帯保証人とは別に「保証人」（奨学生かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外の成年者で、申込時の貸与終了予定月において、65歳以下の有職者が必要になります）。

10 本人印、連帯保証人印は別々の印を朱肉を使って鮮明に押印してください。

11 緊急採用を申し込む場合（高校育英貸与奨学生のみ）

1 家計急変の理由

該当する理由を選んで○を付けてください。理由が重複する場合には、それぞれの理由に○を付けてください。この場合、このことを証明できる書類（例えば離職票、病気診断書など）を添付してください。

2 理由が生じた年月

家計急変の原因となった理由が実際に発生した年月を必ず記入してください。

3 希望する貸与始期

奨学金の貸与を開始して欲しい年月を記入してください。

12 学校奨学金担当者が記入する箇所です。

3. 確定申告書(控)の確認事項

確定申告書(控)

・・・**自営業・漁業・農業・保険外交員などの方が**、令和5年から現在にかけて就職・転職とした場合、確定申告書(控)が必要となります。

この様式が第一表

令和 年 月 日 **令和 0 年分**の復興特別所得税の申告書

納税地 T9011-22211 個人番号は複写されません 請 3 -06-01

所在地 宜野湾市伊佐三丁目4番1号3階 氏名 人材 ~

収入金額等	事業等	5000000	税	30	000
	農業	1620000	11	0	
	不動産		12		
	雑収入		13		
	その他		14		
所得金額等	事業等	1000000	計	45	
	農業	420000	46		
	不動産		47		
	利子		48		
	配当		49		
	給与		50		
	公的年金等		51		
	雑所得		52		
	その他		53		
	合計	1420000	54		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		55		
	生命保険料控除		56		
	地震保険料控除		57		
	雑所得・一時所得等	400000	58		
	勤労学生・障害者控除		59		
	配偶者控除		60		
	扶養控除	2700000	61		
	基礎控除	380000	62		
	合計	3480000	63		
	雑損控除		64		
	医療費控除		65		
	寄附金控除		66		
	合計		67		
	所得金額		68		
	税額		69		
	納税額		70		
	戻付金		71		
	合計		72		
	納税額		73		
	戻付金		74		
	合計		75		
	納税額		76		
	戻付金		77		
	合計		78		
	納税額		79		
	戻付金		80		
	合計		81		
	納税額		82		
	戻付金		83		
	合計		84		
	納税額		85		
	戻付金		86		
	合計		87		
	納税額		88		
	戻付金		89		
	合計		90		
	納税額		91		
	戻付金		92		
	合計		93		
	納税額		94		
	戻付金		95		
	合計		96		
	納税額		97		
	戻付金		98		
	合計		99		
	納税額		100		
	戻付金		101		
	合計		102		
	納税額		103		
	戻付金		104		
	合計		105		
	納税額		106		
	戻付金		107		
	合計		108		
	納税額		109		
	戻付金		110		
	合計		111		
	納税額		112		
	戻付金		113		
	合計		114		
	納税額		115		
	戻付金		116		
	合計		117		
	納税額		118		
	戻付金		119		
	合計		120		
	納税額		121		
	戻付金		122		
	合計		123		
	納税額		124		
	戻付金		125		
	合計		126		
	納税額		127		
	戻付金		128		
	合計		129		
	納税額		130		
	戻付金		131		
	合計		132		
	納税額		133		
	戻付金		134		
	合計		135		
	納税額		136		
	戻付金		137		
	合計		138		
	納税額		139		
	戻付金		140		
	合計		141		
	納税額		142		
	戻付金		143		
	合計		144		
	納税額		145		
	戻付金		146		
	合計		147		
	納税額		148		
	戻付金		149		
	合計		150		
	納税額		151		
	戻付金		152		
	合計		153		
	納税額		154		
	戻付金		155		
	合計		156		
	納税額		157		
	戻付金		158		
	合計		159		
	納税額		160		
	戻付金		161		
	合計		162		
	納税額		163		
	戻付金		164		
	合計		165		
	納税額		166		
	戻付金		167		
	合計		168		
	納税額		169		
	戻付金		170		
	合計		171		
	納税額		172		
	戻付金		173		
	合計		174		
	納税額		175		
	戻付金		176		
	合計		177		
	納税額		178		
	戻付金		179		
	合計		180		
	納税額		181		
	戻付金		182		
	合計		183		
	納税額		184		
	戻付金		185		
	合計		186		
	納税額		187		
	戻付金		188		
	合計		189		
	納税額		190		
	戻付金		191		
	合計		192		
	納税額		193		
	戻付金		194		
	合計		195		
	納税額		196		
	戻付金		197		
	合計		198		
	納税額		199		
	戻付金		200		
	合計		201		
	納税額		202		
	戻付金		203		
	合計		204		
	納税額		205		
	戻付金		206		
	合計		207		
	納税額		208		
	戻付金		209		
	合計		210		
	納税額		211		
	戻付金		212		
	合計		213		
	納税額		214		
	戻付金		215		
	合計		216		
	納税額		217		
	戻付金		218		
	合計		219		
	納税額		220		
	戻付金		221		
	合計		222		
	納税額		223		
	戻付金		224		
	合計		225		
	納税額		226		
	戻付金		227		
	合計		228		
	納税額		229		
	戻付金		230		
	合計		231		
	納税額		232		
	戻付金		233		
	合計		234		
	納税額		235		
	戻付金		236		
	合計		237		
	納税額		238		
	戻付金		239		
	合計		240		
	納税額		241		
	戻付金		242		
	合計		243		
	納税額		244		
	戻付金		245		
	合計		246		
	納税額		247		
	戻付金		248		
	合計		249		
	納税額		250		
	戻付金		251		
	合計		252		
	納税額		253		
	戻付金		254		
	合計		255		
	納税額		256		
	戻付金		257		
	合計		258		
	納税額		259		
	戻付金		260		
	合計		261		
	納税額		262		
	戻付金		263		
	合計		264		
	納税額		265		
	戻付金		266		
	合計		267		
	納税額		268		
	戻付金		269		
	合計		270		
	納税額		271		
	戻付金		272		
	合計		273		
	納税額		274		
	戻付金		275		
	合計		276		
	納税額		277		
	戻付金		278		
	合計		279		
	納税額		280		
	戻付金		281		
	合計		282		
	納税額		283		
	戻付金		284		
	合計		285		
	納税額		286		
	戻付金		287		
	合計		288		
	納税額		289		
	戻付金		290		
	合計		291		
	納税額		292		
	戻付金		293		
	合計		294		
	納税額		295		
	戻付金		296		
	合計		297		
	納税額		298		
	戻付金		299		
	合計		300		

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要はありません。

※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

- 1 前年分を確認。
- 2 収入金額等が記入されている。
- 3 専従者給与は第二表に記載されている。(専従者給与：納税者と生計を一にしている配偶者その他の親族が納税者の経営する事業に従事している場合、納税者が支払う給与)

確定申告書(控)・・・令和5年から現在にかけて就職・転職し、**専従者給与を受給している場合**、下記の確定申告書(控)が必要となる。

この様式が第二表

令和 年分の **所得税及び復興特別所得税の申告書**

整理番号

控

住所 宜野湾市伊佐三丁目4番1号3階

フリガナ 氏名

所得の種類	種目	給与などの支払者の[名称]及び[法人番号又は所在地]等	収入金額 円	源泉徴収額 円
給与			50,000	0
⑭ 源泉徴収額の合計額 円 0				

所得の種類	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円

所得の種類	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
	※ 個人番号は複写されません						
	※ 個人番号は複写されません						
	※ 個人番号は複写されません						
	※ 個人番号は複写されません						
	※ 個人番号は複写されません						

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
人材 ~	※ 個人番号は複写されません			12月・事務	840,000
	※ 個人番号は複写されません				

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特別	配当割戻控除額	株式等譲渡所得割戻控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附

住民税	滞留所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	滞留所得を除く所得金額	障害者	その他	専従者・ひとり親
		※ 個人番号は複写されません						

事業税	非課税所得など	課税金額	課税額	損益通算の特例適用前の不動産所得	事業用資産の譲渡損失など	前年中の開始・廃止	他都道府県の事務所等

税理士署名・電話番号

4

4 専従者給与が記載されているか確認。

4. 源泉徴収票の確認事項

源泉徴収票

・・・令和5年から現在にかけて就職・転職し、会社勤めやアルバイト・パートなど方は、「源泉徴収票・年収見込証明書・月収証明書」のいずれかの提出が必要。

令和△年分 給与所得の源泉徴収票

1	支払を受ける者	住所又は居所 宜野湾市伊佐3-4-1 3階	(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)										
	氏名	(フリガナ) ジンザイ 人材 ~															
2	種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額												
	給与・賞与	3,800,000	2,600,000	380,000	70,000												
3	(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数									
	有 従有		特 定 人 従 人	老 人 内 従 人	そ の 他 人 従 人	の 数	特 別 内 従 人	そ の 他 人 従 人									
4	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額										
	450,000		50,000														
5	(摘要)																
	前職支給額：920,000 前職社会保険料：110,000																
6	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特 別 其 他	寡 婦	ひとり親	勤 労 学 生	中途就・退職			受給者生年月日				
										就 職	退 職	年	月	日	元 号	年	月
7	個人番号又は法人番号		(右語で記載してください。)														
	住所(居所)又は所在地		宜野湾市伊佐○-△														
8	氏名又は名称		公益財団法人 沖縄県国際交流・人材育成財団														
			(電話) 098-942-9213														

1 前年分かを確認。

2 支払金額が記載されている。

3 前職支給額記載されている。

4 就職した年月日が記載されている。

5 代表印省略可。しかし手書きで源泉徴収票作成している場合は代表印が必要。

5. 年収見込証明書・月収証明書の確認事項

- ・月収証明書
- ・年収見込証明書

令和5年以降に就職、転職した者のみ使用

○年△月△日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長殿

職員氏名 人材 ~

昭和○年△月×日生

支給（予定）日	種別	支給額
令和△年 3月10日	給与	90,000円
令和△年 4月10日	給与	130,000円
令和△年 5月11日	給与	150,000円
令和△年 6月10日	給与・賞与	300,000円
令和△年 7月10日	給与	150,000円
令和△年 8月10日	給与	150,000円
令和△年 9月10日	給与	150,000円
令和△年10月10日	給与	150,000円
令和△年11月10日	給与	150,000円
令和△年12月10日	給与・賞与	300,000円
令和□年 1月10日	給与	150,000円
令和□年 2月14日	給与	150,000円
計		2,020,000円

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和△年 ○月 ×日
 会社名 人材町商事
 代表者 人材 太郎

人材町
印
商事

- ※ 支給額は租税、社会保険料等を控除する前の金額を記入してください。
- ※ 種別欄は給与、賞与、一時金等を記入してください。

- 1** 職員氏名と生年月日を記入。
- 2** 支給（予定）日について
 月収証明書の場合：該当月1カ月のみを記載。
 年収見込証明書の場合：過去に支給した分から記入し、年収見込額を記入してもOK。または、作成月から未支給分を記入し年収見込額を作成してもよい。
- 3** 種別は、給与、賞与、一時金等を記入してください。
- 4** 代表印省略可。しかし手書きで月収・年収見込証明書作成している場合は代表印が必要。

※ 勤務先で様式がある場合は、そちらを使用して構いません。
 当財団様式を使用する場合は学校奨学金担当者へお問い合わせください。

6. 遺族年金及び障害年金受給者の確認事項

料金後納郵便

重要書類

●年金振込通知書

沖縄県宜野湾市伊佐3-4-1 3階

人材 ~ 様

社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
※電話による相談は、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

差出人

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。
(水に濡れている場所は、よく乾かしてから開いてください。)

年金振込通知書

令和△年△月△日

令和△年△月から令和△年△月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。

◎年金の種類 厚生年金 遺族厚生年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給権者氏名 人材 ~

◎振込先 ○○ 銀行・金庫・信組 支店
×××

◎支払予定額及び年金から特別徴収する保険料(税)額※等の金額

金 額	*****119,316円
介護保険料額	*****9,500円
国保保険料(税)額	*****円
長寿医療保険料額	*****円
所得税額	*****0円
差引支払額	*****109,816円

※年金から特別徴収する保険料(税)額とは、介護保険料額、国民健康保険料(税)額及び後期高齢者医療保険料額(長寿医療保険料額)となります。

社会保険庁
支出官 社会保険庁総務部経理課長

<年金振込通知書の確認>

- 1 最新の年金振込通知書かを確認。
- 2 対象者が同一生計かを確認。
- 3 各偶数月に支給されるので、6倍した金額を年額とする。(年4回支給の年金もある。)

奨学金 Q&A

★応募について

Q1 高校育英貸与奨学金、修学支援奨学金又は高等学校奨学金のどちらで応募したいのですか？

A 1 評定平均値が 2.7 以上の場合、高校育英貸与奨学金、修学支援奨学金を単独又は両方応募することができます。評定平均値が 2.6 以下場合、高等学校奨学金に応募できます。ただし、高等学校奨学金に応募する場合、在学期間が沖縄県内の高等学校又は沖縄県内の中等教育学校の後期課程である必要があります。

Q2 他の奨学金(あしなが育英奨学金等)も借りたいのですが、大丈夫ですか？

A 2 他の貸与型奨学金と当財団の奨学金の両方を借りることは認めていません。その理由は、奨学金といえども借金であることに変わりはなく、複数の奨学金を借りると、それだけ返還時における奨学生の負担が大きくなります。また、返還が困難になって滞納してしまうと、返還金を再び後輩の奨学金として貸し出す仕組み自体が行き詰まる恐れがあるからです。

ただし、複数の奨学金に申込みをすることは構わないので、他の団体と重複して採用された場合は、どちらの奨学金を希望するか選んでください。

なお、給付型の奨学金であれば当財団の奨学金との併用を認めています。

Q3 奨学金の募集は、年に1回しかないのですか？

A 3 基本的に4月に定期募集、9月に追加募集をします。定期採用者が多く今年度の採用枠を満たした場合は、追加募集を行わない場合もありますので、学校へ問い合わせてください。なお、追加募集で採用された場合は、4月から遡って1年分の奨学金を年明けの1月に一括振込します。また、緊急採用はいつでも受け付けていますので、理由に当てはまるときは学校に相談してください。

Q4 生活保護を受けているのですが、奨学金も借りられますか？

A 4 当財団では、生活保護を受けていても奨学金の貸与を認めています。奨学金については、保護の実施機関(福祉事務所長)から事前の承認を得ることで、生活保護の収入認定から除外が可能です。奨学金申請前に、生活保護の担当職員等へ十分にご相談ください。

★住所について

Q5 自宅外通学を予定していますが、住民票の住所を変更しなければいけませんか？

A 5 当財団は、住民票の強制的な変更までは求めていません。学校側が実態を把握し、生徒が実際に父母等が住んでいる自宅以外から通学していれば「自宅外通学」の申請をすることができますので、願書等については、実際に本人が住んでいる現住所を記入して下さい。財団で書類を審査後、「自宅外通学」と認められれば、自宅外通学の貸与月額が貸与できます。

Q6 父母は、必ず沖縄県内に住民登録している必要がありますか？

A 6 高校育英貸与奨学金と修学支援奨学金の応募者は、少なくとも父又は母のどちらか一方だけでも、必ず沖縄県で住民登録している必要があります。なお、生徒本人が県外へ進学しても差し支えありません。ただし、父母が県内へ居住していても、沖縄県で住民登録していない場合は応募ができません。高等学校奨学金の応募者は本人が沖縄県で住民登録している必要があります。

★保護者について

Q7 母は専業主婦ですが、連帯保証人になれますか？

A7 連帯保証人については、父又は母のどちらでもなることができます。ただし、貸与終了後の返還を考えると、仕事に就いている人が連帯保証人として望ましいです。

Q8 父母がいない場合、生徒を扶養している者が連帯保証人になるのですか？

A8 父母がいない場合は、以下の者だけが連帯保証人になることができます。

- 1 応募者が未成年者の場合
 - (1) 成年者のきょうだい
 - (2) 未成年後見人（家庭裁判所で認定された者）
- 2 応募者が成年者の場合
 - (1) 成年者のきょうだい
 - (2) (1)がいない場合は、成年者で申込時の貸与終了予定月において65歳以下の有職者

★所得に関する証明書について

Q9 令和5年以降に就職(転職)したのですが、市町村発行の所得証明書だけではなく、なぜ他の給与証明書も追加で提出しないといけないのですか？

A9 所得証明書は過去1年間の所得が記載されていますが、その1年間に仕事が変わった場合、新しい仕事における正確な年収が算出できません。そのための補足資料として新しい職場から発行してもらった給与証明書（源泉徴収票、年収見込証明書、月収証明書）のいずれかが追加で必要になります。

Q10 市町村が発行する所得証明書ではなく、源泉徴収票等が手元にあるので、代わりにそれを提出してもいいですか？

A10 源泉徴収票等だけでは判らない副収入（不動産所得、農業所得、雑所得等）の有無を確認するためにも、必ず市町村が発行する所得証明書の提出をお願いします。また、証明書等は、原本を提出してください。

★長期療養について

Q11 家族が長期療養していますが、病院の領収書で所得を控除してもらえますか？

A11 所得の控除を希望される場合には、証明書類を提出してください。長期療養の証明をするためには、「入院、通院証明書」又は「診断書」（記載内容：療養期間及び通院頻度）を記載してもらってくださいの原本が必要です。また直近6か月分の領収書の写しも提出してください。

★振込口座について

Q12 奨学金を振り込むための銀行口座は、県内又は県外のどちらで開設しても大丈夫ですか？

A12 口座開設は県内外を問いませんが、生徒名義の普通預金口座（総合口座を含む）を用意してください。ただしネットバンク、インターネット支店及び外国銀行は使用できません。

★採用後について

Q13 連帯保証人(父又は母)以外に必要な人はいますか？

A 1 3 奨学生として採用されたら、連帯保証人のほかに「保証人(本人かつ連帯保証人と別生計を立てている父母以外の者(離婚後の実父母も不可)の成年者で、申込時の貸与終了予定月において65歳以下の有職者)」が必要になりますので、応募の際には事前に見通しを立てておいてください。

【問い合わせ先】

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 奨学課

〒901-2221

沖縄県宜野湾市伊佐3丁目4-1第5タテルマンビル3階

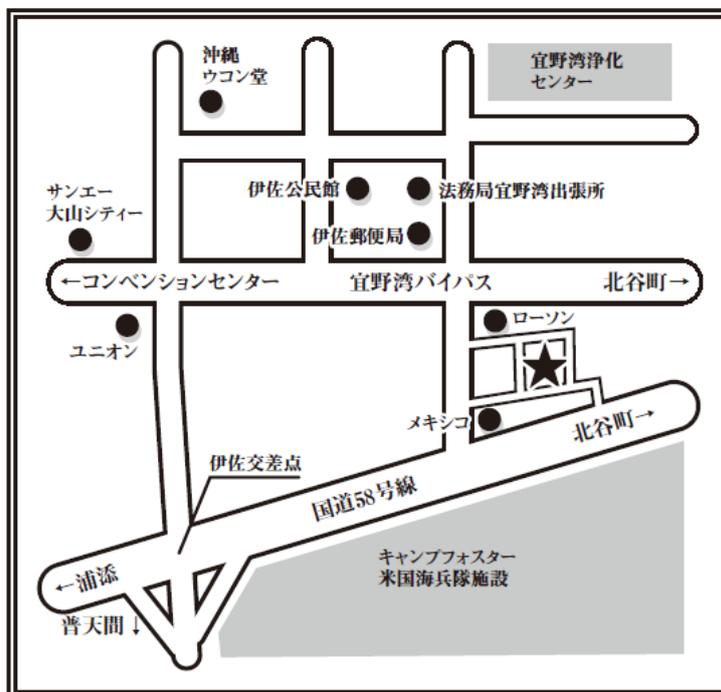
TEL 098(942)9213

FAX 098(942)9220

アクセス ◇市営伊佐住宅前バス停から徒歩5分

◇国道58号線伊佐川バス停から徒歩5分

☆ お問い合わせは、財団又は在学学校にお願いします。



貸与月額と返還例(1年生の時から貸与を受け、満期終了後に返還する場合)

種別		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還総額	返還回数	割賦金額	最終割賦金額		
		円	円	円	円	回(年)	円	円		
高等学校・専修学校高等課程等	国・公立	2年制	自宅	18,000	24	432,000	432,000	144(12)	3,000	3,000
			自宅外	23,000	24	552,000	552,000	144(12)	3,833	3,881
		3年制	自宅	18,000	36	648,000	648,000	144(12)	4,500	4,500
			自宅外	23,000	36	828,000	828,000	144(12)	5,750	5,750
		5年制	自宅	18,000	60	1,080,000	1,080,000	144(12)	7,500	7,500
			自宅外	23,000	60	1,380,000	1,380,000	144(12)	9,583	9,631
	私立	2年制	自宅	30,000	24	720,000	720,000	144(12)	5,000	5,000
			自宅外	35,000	24	840,000	840,000	144(12)	5,833	5,881
		3年制	自宅	30,000	36	1,080,000	1,080,000	144(12)	7,500	7,500
			自宅外	35,000	36	1,260,000	1,260,000	144(12)	8,750	8,750
5年制	自宅	30,000	60	1,800,000	1,800,000	144(12)	12,500	12,500		
	自宅外	35,000	60	2,100,000	2,100,000	144(12)	14,583	14,631		
修学支援奨学金				220,000	220,000	144(12)	1,527	1,639		

返還についての留意事項

1 返還開始について

(1) 奨学金(月額制)は**奨学金貸与終了月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後**、上記の割賦金額で返還開始となります。

(例)



(2) 修学支援奨学金は、**貸与を受けた月の属する年度末の翌月から起算して6ヶ月経過した後**、上記の割賦金額で返還開始となります。

(例)



※ 原則144回以内で返還となりますが、繰り上げ返還や割賦金額の増額により早めに返還終了することも可能です。

2 返還を怠った場合、貸与総額の一括請求を行う場合があります。

3 奨学生であった者及び連帯保証人(父母等)が返還を怠った場合、保証人(第三者)へ返還請求を行います。

4 滞納した期間に応じて、延滞金を加算します。

5 返還請求にもかかわらず支払いがない場合、法的措置により返還金を回収します。

6 奨学金の返還には預金口座振替制度に加入して頂きます。口座振替には別途、振替事務手数料(1回につき110円 令和7年4月現在)が発生し、返還者の負担となります。又、振替事務手数料は将来において法定の消費税率又は金融機関の手数料が変更された場合、増減します。

7 残高不足により請求額を引き落とせなかったときは、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。その際、振替事務手数料についても、翌月の振替日に当月分と滞納分を合わせて引き落とします。